

社会福祉法人水交苑 行動計画

職員の働き方について、仕事と子育てを両立させることができ、また、男女がともに活躍できる環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日 ～ 令和11年3月31日

2. 内 容

目標1： 計画期間内に男性職員の育児休業取得者を1名以上とする。

<対策・取組内容>

令和6年4月～ ： 全体会議や対象となる職員へ個別に説明を行い、育児休業制度について周知徹底を行う。

令和6年5月～ ： 対象となる職員及び上司に休業取得の働きかけを行う。

目標2： 年次有給休暇の取得日数を1名あたり平均年間10日以上とする。

<対策・取組内容>

令和6年5月～ ： 毎月の年次有給休暇取得率をデータ化し、法人衛生管理者及び安全衛生委員会に情報提供する。

令和6年9月～ ： 職員の年次有給休暇取得状況を把握し、計画的な取得の促進を図る。